

国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関するガイドライン

平成27年4月24日 学長決定

目次

- 1 目的及び適用（規程第1条関係）
- 2 定義（規程第2条関係）
- 3 法人の責務
- 4 研究者の責務（規程第3条関係）
- 5 研究倫理教育（規程第3条，第7条関係）
- 6 研究データ等の保存及び開示（規程第3条関係）
- 7 通報等（規程第9条～第12条関係）
- 8 調査を行う機関
- 9 予備調査（規程第13条関係）
- 10 調査（規程第14条，第15条関係）
- 11 認定（規程第16条，第17条関係）
- 12 不服申立て及び再調査（規程第18条，第19条関係）
- 13 再認定（規程第20条関係）
- 14 認定結果の公表（規程第21条関係）
- 15 措置（規程第22条関係）
- 16 不利益取扱いの禁止（規程第23条関係）
- 17 秘密保持（規程第24条関係）
- 18 利益相反関係の排除（規程第25条関係）
- 19 その他

1 目的及び適用（規程第1条関係）

- (1) このガイドラインは、「国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関する規程」（平成27年2月27日制定）（以下「規程」という。）第27条の規定に基づき，規程の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- (2) このガイドラインに定めるもののほか，文部科学省及び配分機関（以下「文部科学省等」という。）からの予算の配分又は措置により行われる研究活動に係る不正行為については，別途文部科学省等から示されるガイドライン等に基づき対応する。
- (3) 企業等からの受託研究等については，企業等における自己資金を原資とした研究活動ではあるが，公正な研究活動を推進するため，不正行為が発生した場合は，このガイドラインに基づき適切に対応する。

2 定義（規程第2条関係）

(1) このガイドラインにおける用語の意義は、規程の定めるところによる。

（不正行為の対象）

(2) 規程に定める不正行為の対象は、投稿論文など、発表された研究成果に関するものに限る。なお、投稿論文については、論文が掲載された時点を発表とみなす。（例えば、論文を投稿したものの出版社によって掲載を拒否された研究成果など、公表されていないものについては、対象とはならない。）

(3) 発表された研究成果とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けたものを指す。具体的には、投稿論文のほか、ディスカッションペーパーや学会等においてデータや資料を提示して行う口頭発表も含まれる。

(4) インターネット上でのディスカッションについても、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開している場合は、発表された研究成果に当たる。

(5) 大学院教育の一環として作成される学位論文における不正行為は、このガイドラインの対象とはならない。ただし、学術雑誌等に投稿された場合においてはこの限りではない。

（その他不適切な行為）

(6) 規程第2条第1項第4号エに定める「その他不適切な行為」とは、健全な研究活動を損なう不適切な行為であり、主に次に掲げる行為が該当する。

①不適切なオーサーシップ

次の1) から3) までに該当しないものは不適切なオーサーシップとする。

1) 研究論文の著者としてのオーサーシップを付与することができるのは、原則として、次の全ての要件を満たす者とする。ただし、研究分野の特性など、これによりがたい場合は、各研究コミュニティの合意に基づき判断する。

ア) 研究の企画・構想若しくは調査・実験の遂行に本質的な貢献、実験・観測データの取得や解析又は理論的解釈やモデル構築など、当該研究に対し実質的に寄与していること

イ) 論文の草稿を執筆又は論文の重要な箇所に関する意見を表明して論文の完成に寄与していること

ウ) 論文の最終版を承認し、論文の内容について説明できること

2) 研究設備・施設の提供、資金提供、論文の権威付け及び周知の理論の教示・示唆・助言を行っただけの者など、当該研究の遂行に寄与した者であっても、前項の要件を全て満たさない者については、原則として、謝辞（Acknowledgement）に記載する。

3) 複数の著者が存在する場合は、各著者が当該論文についてどのような役割を果た

しているのかを明示する。なお、著者の記載順については、研究分野によって国際慣習が異なっていることから、各研究者コミュニティの合意に基づき判断する。

②二重投稿

- 1) 印刷物あるいは電子媒体を問わず、出版済み又は他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為は、不必要な査読により他の研究者の時間を無駄にするだけでなく、業績の水増しや特定の考えを示す論文を多く見せることによるミスリードをもたらすことになるため、厳に禁止する。
- 2) 二重投稿の定義及び投稿の要件等については、研究分野によって特性があることから、各研究者コミュニティの合意（投稿規定等）に基づき判断する。

③利益相反

利益相反は、異なる利害により研究にバイアスが生じたり、教育活動に悪い影響が出たりする恐れがあるだけでなく、本法人に対する社会からの信頼が失われることにもなるため、特に産学連携の実施に伴い利益相反が生じる可能性を持つ研究の遂行に当たっては、研究実施主体の明確化及び研究成果の適切な管理を行う。

④研究評価における不適切な取扱い（論文等の査読等ピアレビューにおける不当な取扱い等）

研究者は、論文等の査読において、査読者が当該分野において論文等の著者と競争関係にある場合や、異なる学説・思想・信条を持つ場合に、投稿論文等に対する査読を理不尽に厳しくしたり、査読過程を意図的に遅らせたりするようなことのないよう、高い倫理観と見識を持ってピアレビューに当たる。また、競争的資金の審査において、審査に影響を与えるような関係が申請者との間にある場合にも同様とする。

3 法人の責務

本法人は、不正行為に対する不断の対応が、学術研究への社会的な信頼や負託に応えることに繋がり、ひいては学術研究の活力を向上させるものであることを十分に認識し、次に掲げる責務を果たす。

- ①研究の公正性を維持する仕組みを構築し、運用の実効性を高めるよう、継続的に評価・改善する。
- ②研究分野の特性、若手・中堅・研究室の主権者など、研究者の地位や役職・責任等の多様性に応じ、実効性ある研究倫理教育を継続的に実施し、その実効性の向上に努める。
- ③研究活動全体への信頼を失うことのないよう、不正行為の疑惑が生じた際に、迅速かつ的確な対応をとることができる仕組みを整備する。
- ④不正行為と認定された場合は、同様の事案が再発することのないよう、発生に至った要因・背景について徹底的に検証を行い、実効性ある改善策を講じる。

- ⑤上記①から④までの取組を進めるに当たっては、過度の措置が研究現場を委縮させることがないように、現場に与える影響に十分配慮する。

4 研究者の責務（規程第3条関係）

研究者は、不正行為が学術研究そのものに対する背信行為であり、学術研究に対する社会の信頼を揺るがし、学術研究の発展を妨げるものであること、また、研究者としての存在意義を自ら否定するものであり、自己破壊につながるものであることを十分認識し、次に掲げる責務を果たす。

- ①研究の公正性を維持する責務を負っていることを十分認識し、研究倫理教育や日々の研究活動を通じて、研究倫理を自律的・継続的に学び、これに基づいて公正に研究する。
- ②習得した研究倫理を、日々の研究活動を通じて後進に伝える等により、高い研究の公正性が自律的に維持される風土の醸成に努める。
- ③若手研究者（ポストドクター、大学院学生等を含む。以下同じ。）が自立した研究活動を遂行できるよう、メンターの配置など、適切な支援・助言等がなされる環境を整備する。
- ④共同研究の代表責任者は、共同研究者間において、研究目的や内容、業務、役割分担、責任等を明確にし、相互に理解することを求めるなど、不正行為を防止するための実効的な取組を検討し推進する。
- ⑤国際共同研究に当たっては、不正行為の範囲や研究遂行上のルール・慣習に国ごとの差違があることを認識し、研究機関間の覚書等に不正行為が起こった際の対応や研究の公正性確保の観点をあらかじめ規定する。

5 研究倫理教育（規程第3条、第7条関係）

（研究倫理教育責任者の責務）

(1) 研究倫理教育責任者は、当該部局における次に掲げる取組みの状況を定期的に点検し、必要と認める場合は、研究者に対して改善を求める。

- ①研究倫理教育の取組み及び履修状況
- ②研究者及び学生の研究倫理に関する意識の確認状況
- ③研究倫理教育責任者から指示又は改善を求めた事項
- ④その他研究倫理教育責任者が必要と認めた事項

（研究倫理教育の対象者）

- (2) 公的資金の受給の有無にかかわらず、全ての研究者を研究倫理教育の対象者とする。
- (3) 研究者を目指す大学院学生及び研究に着手する段階の学部学生についても、各段階に応じて、研究倫理に関する理解を深めることを目的とした教育を実施する。
- (4) 研究支援人材など、研究者以外の職員についても、業務や専門分野の特性等を踏まえ、

研究倫理教育を実施する。

- (5) 研究倫理教育責任者は、諸外国や民間企業からの研究者や留学生等が、本法人において一時的に共同研究を行う場合であっても、研究倫理教育を履修することができる体制を整備する。

(研究倫理教育において修得すべき基本的な知識と理解)

- (6) 研究倫理教育においては、研究者の常識に訴えたり経験的に学んだりするだけでなく、具体的な事例とともに適切な内容を網羅的に学修する。また、研究者としての行動規範や、各種ガイドライン及び規程等についても併せて学修する。
- (7) 研究倫理教育においては、研究倫理に関する知識の修得と理解に基づき、何が倫理的な行動であるかを自ら判断し、公正に研究活動が行えるスキルを身に付けるとともに、不正行為や不適切な行為を行った場合や、不正行為の通報に対する措置についての十分な理解を促す。さらに、責任ある研究活動を進め、研究対象を尊重する態度、不正行為に結びつくような可能性の排除及び研究上必要なコミュニケーション等の振る舞いができることを目指す。

《学修の内容例》

- ・ 研究倫理とは何か、研究倫理教育の必要性
 - ・ 研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢等の研究者の行動規範
 - ・ 社会の中で研究者が果たすべき役割
 - ・ 研究データ等（実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等。以下同じ。）の保存及び開示の在り方
 - ・ 不正行為（捏造、改ざん、盗用、不適切なオーサiership、二重投稿及び利益相反等）とは何か
 - ・ 論文の作成上の注意事項（各研究者間における役割分担・責任関係の明確化等）
 - ・ 研究成果の公表の在り方
- (8) 研究倫理教育においては、研究分野にかかわらず身に付けなければならない研究倫理のほか、特定の分野において重要とされる内容（例：人文・社会科学における家計調査や意識調査におけるアンケートやインタビューで得た個人情報の取扱い、生命科学・医学における生命倫理やインフォームド・コンセント、バイオセーフティ、多能性幹細胞研究倫理など、理学・工学における研究の安全性等）についても学修する。

(研究倫理教育の実施方法)

- (9) 研究倫理教育責任者は、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、当該部局の研究者に対して、研究分野の特性に応じて、定期的に研究倫理教育を実施する。なお、実施頻度については、研究分野の特性に応じて、研究倫理教育責任者が適切に判断する。
- (10) 研究担当理事は、各部局における研究倫理教育が確実に実施され、研究者が履修していることを確認する。

- (1 1) 研究倫理教育の実施に当たっては、研究現場の実情や研究活動の多様性、研究分野の特性等も踏まえつつ、実効性の高いプログラムを提供することとし、研究者に対しては、文部科学省が日本学術会議及び日本学術振興会と連携して作成する標準的な研究倫理教育プログラム（以下「標準プログラム」という。）又はそれと同等の研究倫理教育（CITI Japan 等の e-learning を含む。）を実施する。
- (1 2) 研究倫理教育責任者は、定期的に研究倫理教育を受けた研究者による若手研究者に対する研究倫理の徹底や、研究倫理に関する研究者・学生同士のコミュニケーションを図る場を整備する。
- (1 3) 研究倫理教育責任者は、大学院学生に対して、専攻分野の特性に応じて、研究倫理に関する知識及び技術を身に付けることができるよう、教育課程内外を問わず、適切な機会を設け、また、学部段階からも、専攻分野の特性に応じて、学生が研究倫理に関する基礎的素養を修得できるように配慮する。
- (1 4) 学生に対する研究倫理教育については、各部局の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、標準プログラムに準じた教育を行う。なお、当該教育の履修により単位を与えるか否かについては、専攻分野の特性に応じて、研究倫理教育責任者が適切に判断する。
- (1 5) 学生に対する研究倫理教育の実施に当たっては、ファカルティ・ディベロップメントによる指導の質向上を図るとともに、授業による指導においては、チームティーチングや様々な分野の教員によって構成することに努める。また、留学生に対する研究倫理教育に当たっては、各留学生が習得してきた倫理観に十分留意する。
- (1 6) 研究倫理教育は、対象者の性質によって、次に掲げる学修方法により実施する。
- ①対面方式の講演会，セミナー，研修等
 - ②e-learning
 - ③授業
 - ④印刷物やウェブサイト等による研究倫理の啓発活動
- なお、e-learning では、一方向での履修にならないよう、履修後に少人数のグループ討論等双方向型の教育プログラムと組み合わせて実施するなど、教育効果を高める工夫を行う。また、研究データ等の保存や開示等についての説明、類似性検出ソフトウェアの活用についての講習等を実施する。さらに科学研究費等の競争的資金獲得に際して、申請時又は交付時に研究倫理教育の履修を義務化する。
- (1 7) 研究倫理教育責任者は、研究者が、競争的資金等の応募に際し、配分機関が示したプログラムを履修していた場合、当該プログラムが内容的に同等であれば代替を可能とするなど、研究者の負担軽減に努める。

(研究倫理教育の評価)

- (1 8) 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の質保証のエビデンスとして重要な役割を果たす評価を、定期的実施する。

- (19) 評価の方法は、対象や学修方法等に応じて考慮することとするが、研究者を対象とした研修や e-learning については、単にプログラムを履修するだけでなく、学修内容についての理解の程度を確認する。また、一方向的な講義だけでなく、履修者間のディスカッションにより理解を深め、個人でレポートを作成することを求めるなど、知識とスキルの定着を図る工夫を行う。なお、学生に対する研究倫理教育についても、学修内容を基に試験の実施やレポートの作成によってスキルの定着を図る。
- (20) 研究倫理教育の実施後には、研究者に対しては、必要に応じてサーティフィケート（修了証）を発行するとともに、学生に対しては単位認定をすることに努める。

6 研究データ等の保存及び開示（規程第3条関係）

- (1) 研究者は、公的な資金によって実施された研究の成果やその基となる研究データ等は、公的資産としての性格を有するものであること、仮に不正行為の疑義が生じた場合に、研究者が自身の研究活動の正当性を証明する必要があること、及び調査に当たる者がオリジナル・データ等を検証する必要があること等から、研究データ等を適切に保存し、必要に応じて開示する責務を持つ。
- (2) 部局長は、当該部局における研究データ等の保存が適正に行われていることを、定期的に確認する。
- (3) 研究者が保存する研究データ等の対象、方法、期間等については、研究データ等の類型と特性に応じて、原則として、次に掲げるとおりとする。

①保存の対象

- 1) 保存の対象となる研究データ等は、研究者が外部に発表した論文等（研究成果）に関するものとする。なお、論文等として発表に使用されなかったもの又は使用する予定のないものの取扱いについては、研究者自身の判断による。
- 2) 学生の研究データ等については、指導教員の責任の下で判断する。
- 3) 複数の研究者と共同で行った研究の成果に係る研究データ等については、当該研究者が担当した部分について保存する。

②保存の方法

- 1) 研究データ等は、原則として、個々の研究者単位で保存する。なお、学生の研究データ等については、指導教員の研究室単位で保存する。
- 2) 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残す。実験ノートには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等について、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成する。また、実験ノートは研究活動の一次情報記録として適切に保存する。
- 3) 論文や報告など、研究成果発表の基となった研究資料（文書、数値データ、画像等）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存する。また、保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性・追跡可

能性の担保に留意する。

③保存の期間

- 1) 資料（文書、数値データ、画像等）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など、止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することを可能とし、論文等の発表時点で研究者が自ら期間を定める。
- 2) 試料（実験試料、標本）や装置等については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。
- 3) 保存期間を経過した研究データ等については、適切な方法により破棄する。ただし、研究者が必要と判断する場合は、保存期間を超えて保存することができる。

④研究者の異動に係る取扱い

- 1) 他研究機関への異動又は退職等により本法人を離職する研究者（以下「離職者」という。）が保存する研究データ等（指導する学生の研究データ等を含む。）については、原則として、部局長の監理の下、研究室主宰者等が継続して保存する。
- 2) 離職者は、他研究機関において研究を継続する等の理由により、研究データ等を保有したい場合は、当該研究データ等のリストを作成の上、部局長の承認を得る。その際、研究データ等の複製を作成し、オリジナル又は複製のいずれかを部局長に提出することとし、複製の作成が困難な研究データ等については、部局長がその取扱いを決定する。
- 3) 部局長の監理の下、研究室主宰者等が継続して保存することとなる研究データ等については、このガイドラインに則り適切に保存し、保存期間経過後は、適切な方法により破棄する。なお、研究データ等には、研究者のアイディア及びノウハウ等が含まれることから、その保存に係る業務又は不正行為の調査以外に使用してはならない。
- 4) 採用又は他研究機関からの異動（以下「異動」という。）により本法人の研究者となる者の異動前の研究データ等のうち、このガイドラインで定める保存期間を経過していないものについては、このガイドラインに則り保存する。

⑤開示

- 1) 研究者は、研究者に不正行為の疑惑が生じ、予備調査や調査の段階において、本法人や調査委員会から研究データ等の開示を求められた場合には、自らの責任で誠実かつ適切に対応する。なお、本法人以外の研究機関において調査が行われる場合に、調査を実施する研究機関から研究データ等の開示が求められた場合も同様

とする。

⑥その他研究データ等の取扱い

- 1) 個人データなど、その取扱いに法的規制があるもの（例：社会学分野の調査データや臨床分野の診察データ、ヒトのゲノム情報等）や、倫理上の配慮を必要とするものについては、当該規制やガイドラインに従う。
- 2) 特定の研究プロジェクトに関して、成果物の取扱いについて配分機関との取り決め等がある場合又は共同研究契約等で別途定めがある場合にはそれに従う。
- 3) 規程の施行以前（平成26年度以前）の研究データ等については、このガイドラインの適用外となるが、故意による研究データ等の破棄や不適切な管理による紛失は、責任ある研究行為とはいえず、また、不正行為の疑いを受けた場合に自己防衛ができなくなることから、原則として、このガイドラインに準じて取り扱う。なお、不正行為の疑惑への説明責任は研究者に課されており、研究データ等の不存在により証拠を示せない場合は不正行為と認定されることがある。

（参考）研究データ等の類型と保存方法

種類	形式・形態	保存方法	備考
資料（情報、データ等）	デジタルデータ	電子データ	ハードディスク等 記憶媒体 ・バックアップが必要 ・メタデータの作成と管理が必要
	アナログ資料	紙媒体資料等	ファイリング等 ・可能なものは電子化し、保存コストの低減と検索・読み出し可能性の向上に努める。
試料等（実験試料、標本、装置等）	劣化しないもの	安定物質、標本等	単純収納
	劣化するもの	不安定物質、反応性物質、生物試料、貴重標本等	特殊環境での収納

7 通報等（規程第9条～第12条関係）

（通報等の受付方法）

- （1）通報又は相談（以下「通報等」という。）は、所定の「通報書」を受付窓口に提出することにより行う。
- （2）受付窓口は、通報書に所定の内容が明示されていない場合、通報者に対し補正を求める。

- (3) 通報者が受付窓口からの補正の求めに応じず、通報書に所定の内容が明示されていない場合、受付窓口は通報書を受け付けない。

(通報等の取扱い)

- (4) 研究担当理事は、被通報者が本法人に所属しない研究者である場合など、本法人が調査を行うべき研究機関に該当しない場合は、調査を行うことが妥当と判断される研究機関に当該通報を回付する。
- (5) 研究担当理事は、本法人に加え、ほかにも調査を行うことが妥当と判断される研究機関が想定される場合は、当該研究機関に通報を通知し、関係研究機関間において対応を協議する。
- (6) 研究担当理事は、他の研究機関から本法人に回付された通報が、本法人が調査を行うことが妥当と判断される場合、本法人に通報があったものとして取り扱う。

(関係機関への通知)

- (7) 研究担当理事は、通報の内容が、法律等に違反するおそれがある場合は、関係機関に通知する。
- (8) 研究担当理事は、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという通報等を踏まえ、被通報者に対して警告を行ったときは、被通報者が本法人以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関に警告の内容等について通知する。

(通報手続き等の周知)

- (9) 研究担当理事は、次に掲げる内容について、本法人内外にあらかじめ周知する。
- ①悪意に基づく通報を防止するため、通報は原則として顕名によるもののみ受け付けること
 - ②通報には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること
 - ③通報者に対して調査への協力を求める場合があること
 - ④調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ること

8 調査を行う機関

- (1) 被通報者が本法人に所属する場合（どの研究機関にも所属していないが、専ら本法人の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）は、原則として、本法人が通報事案の調査を行う。
- (2) 被通報者が本法人を含む複数の研究機関に所属する場合は、原則として、被通報者が通報事案に係る研究活動を主に行っている研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行う。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して対応する。
- (3) 現に本法人に所属する被通報者が本法人と異なる研究機関で行った研究活動に係る通報があった場合は、原則として、本法人と当該研究活動が行われた研究機関とが合同

で、通報事案の調査を行う。

- (4) 被通報者が、通報事案に係る研究活動を行っていた際には本法人に所属していたが、既に離職している場合は、現に所属する研究機関と本法人とが合同で、通報事案の調査を行う。なお、被通報者が本法人を離職後、どの研究機関にも所属していないときは、本法人が、通報事案の調査を行う。
- (5) 上記(1)から(4)までによって、通報事案の調査を行うこととなった場合、本法人は、被通報者が本法人に現に所属しているかどうかに関わらず、誠実に調査を行う。
- (6) 被通報者が、調査(予備調査を含む)開始のとき及び通報された研究活動を行っていたときの双方の時点で、どの研究機関にも所属していない場合、又は調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、通報事案に係る配分機関が特に認めた場合等において、当該配分機関から調査協力を求められたときは、本法人は、誠実に協力する。

9 予備調査(規程第13条関係)

- (1) 部局長は、次に掲げる内容について、予備調査を実施する。
 - ① 通報された不正行為が行われた可能性
 - ② 通報の際示された科学的な合理性のある理由の論理性
 - ③ 通報事案に係る研究活動の公表から通報までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など、研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被通報者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否か
 - ④ その他通報内容の合理性及び調査可能性等
- (2) 部局長は、調査の可否を判定するために必要と認める場合は、通報者、被通報者その他関係者に対する意見聴取及び各種資料の提出を求める等の権限を持つ。これに対し、関係者は誠実に協力するものとし、正当な理由がなければこれを拒否することはできない。
- (3) 部局長は、専門的な見地からの判断が必要と認める場合は、他部局の教職員又は学外者に意見を求めることができる。
- (4) 部局長は、通報がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為として調査すべきか否かを調査し判断する。
- (5) 部局長は、予備調査を終了したときは、次に掲げる内容を記載した予備調査結果報告書を作成し、関係資料を添えて、研究担当理事に報告する。
 - ① 予備調査を実施した者の職名及び氏名
 - ② 対象となる資金
 - ③ 調査の概要

④関係者の証言等の概要

⑤その他部局長が必要と認めた内容

- (6) 部局長は、やむを得ない事情により、通報を受け付けた日から30日以内に、予備調査を終了することができないおそれがある場合は、期限までに、その旨を記載した理由書を研究担当理事に提出し、その承認を得る。
- (7) 研究担当理事は、調査を行うことを決定したときは、被通報者が本法人以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関にその旨を速やかに通知する。

10 調査（規程第14条、第15条関係）

（調査委員会）

- (1) 調査委員会の構成員に対する異議申立ては、所定の「調査委員会委員に関する異議申立書」を提出することにより行う。
- (2) 調査委員会は、通報者、被通報者その他関係者に対する意見聴取及び各種資料の提出を求める等の権限を持つ。これに対し、関係者は誠実に協力するものとし、正当な理由がなければこれを拒否することはできない。
- (3) 調査委員会は、通報者が調査に協力しないなど、調査手続きに重大な支障を生じさせたと判断した場合には、調査を中止することができる。
- (4) 調査委員会委員長は、やむを得ない事情により、調査の開始の日から150日以内に、調査を終了することができないおそれがある場合は、期限まで、にその旨を記載した理由書を研究担当理事に提出し、その承認を得る。
- (5) 調査委員会の解散時期は、研究担当理事が決定する。

（調査方法等）

- (6) 調査委員会が被通報者に再実験等により再現性を示すことを求めた場合、又は被通報者が自らの意思によりそれを申し出た場合は、調査委員会は、合理的に必要なと判断される範囲内において、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を保障する。ただし、被通報者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしや認定の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めない。
- (7) 調査においては、被通報者に対して、公正な聴聞、反論又は弁明の機会を与える。なお、この場合、調査委員会は、被通報者が弁護士等の同席を申し出たときは、正当な理由がない限り、これを拒否することはできない。

（保全措置等）

- (8) 研究担当理事は、調査に当たって、他の方法により事実の適正な認定に必要な資料等入手することが困難であると認める場合、又は資料等が隠滅されるおそれがあると認める場合は、関係部局の協力を得て、次に掲げる保全措置を講じることができる。なお、これらの措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しない。

- ①被通報者に対し，調査対象場所を指定し，当該場所に立ち入ることを禁ずること
 - ②被通報者が，利害関係者として調査委員会が指定した者と連絡をとることを禁ずること
 - ③指定された調査対象場所から，被通報者及び調査委員会の指定する者が，調査委員会の指定する物品を持ち出すことを禁ずること
 - ④調査対象場所を，期間を定めて閉鎖すること
- (9) 研究担当理事は，通報に係る研究が行われた研究機関が本法人でないときは，当該研究機関に対し，通報に係る研究に関して，証拠となるような資料等を保全する措置をとるよう依頼することができる。
- (10) 被通報者は，保全される資料等に秘匿情報が含まれる場合は，それを明示するとともに，研究担当理事は，保全の際に被通報者に対し当該秘匿情報が含まれていないか確認を行う。
- (11) 研究担当理事は，不服申立てがないまま申立て期間が経過した後，又は不服申立ての審査結果が確定した後，速やかに保全措置を解除する。
- (12) 研究担当理事は，事案の調査が継続中に，当該事案に係る資料の提出又は閲覧が文部科学省等から求められた場合には，調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除きこれに応じる。

11 認定（規程第16条，第17条関係）

- (1) 研究担当理事は，認定を終了したときは，次に掲げる内容について，文部科学省等に報告する。
- ①経緯・概要（発覚の時期及び契機，調査に至った経緯等）
 - ②調査の体制，内容，期間，対象（対象者，対象研究活動，対象経費），方法・手順，調査委員会の構成・開催日時・内容等
 - ③調査の結果（不正行為の種別，不正行為に係る研究者，不正行為が行われた経費・研究課題，不正行為の具体的な内容，調査を踏まえた機関としての結論と判断理由等）
 - ④本法人がこれまで行った措置の内容
 - ⑤不正行為の発生要因と再発防止策
 - ⑥その他研究担当理事が必要と認める内容
- (2) 研究担当理事は，認定を終了したときは，通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）が本法人以外の研究機関に所属している場合は，当該研究機関に認定結果を速やかに通知する。
- (3) 研究担当理事は，悪意に基づく通報と認定されたときは，併せて，通報者が本法人以外の研究機関に所属している場合は，当該研究機関に認定結果を速やかに通知する。
- (4) 被通報者が通報事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合に，調査によって得られた証拠の証明力は，調査委員会の判断による。この場合，被通報者の研究体

制及びデータチェックのなされ方など、様々な点から客観的に不正行為の事実及び故意性等を判断する。

- (5) 被通報者が、他研究機関からの異動者又は他研究機関への異動者であり、異動前後の研究機関における研究データ等の保存期間が異なる場合（例：通報に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えていたため、研究データ等が存在しない場合等）には、研究公正委員会による不正行為か否かの認定において、不利益に扱われないこととする。

1 2 不服申立て及び再調査（規程第18条、第19条関係）

- (1) 不服申立ては、次に掲げる内容を明記した所定の「不正行為の認定に関する不服申立書」を提出することにより行う。
- ①不服申立てをする者の氏名及び住所
 - ②認定の内容
 - ③再調査を必要とする科学的かつ合理的な理由
- (2) 研究担当理事は、不正行為と認定された被通報者又は悪意に基づく通報と認定された通報者（以下「被認定者」という。）から不服申立てを受けたときは、被認定者が本法人以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関にその旨を速やかに通知する。
- (3) 研究担当理事は、研究公正委員会が再調査を行うことを決定したときは、被認定者が本法人以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関にその旨を理由とともに直ちに通知する。
- (4) 研究担当理事は、再調査を行わず、審査を打ち切ることを決定したときは、被認定者が本法人以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関にその旨を理由とともに速やかに通知する。

1 3 再認定（規程第20条関係）

- (1) 研究公正委員会は、不正行為と認定された被通報者から不服申立てを受けた日から50日以内に、調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して研究担当理事に申し出て、その承認を得る。
- (2) 研究公正委員会は、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てを受けた日から30日以内に、調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して研究担当理事に申し出て、その承認を得る。
- (3) 研究担当理事は、認定結果を覆すか否かを決定したときは、被認定者が本法人以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関にその旨を通知する。

1 4 認定結果の公表（規程第21条関係）

- (1) 学長は、不正行為と認定したときは、原則として、次に掲げる内容について公表する。

- ①不正行為に関与した者の氏名・所属
 - ②不正行為の内容
 - ③本法人が公表時までに行った措置の内容
 - ④調査委員会委員の氏名・所属
 - ⑤調査の方法・手順等
 - ⑥その他学長が必要と認める内容
- (2) 学長は、通報がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為と認定したときは、不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- (3) 学長は、悪意に基づく通報と認定したときは、原則として、次に掲げる内容について公表する。
- ①通報者の氏名・所属
 - ②悪意に基づく通報と認定した理由
- (4) 学長は、認定結果を公表したときは、その旨を被認定者に通知するとともに、被認定者が所属する部局の長（被認定者が本法人以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関）及び文部科学省等に報告する。

1 5 措置（規程第 2 2 条関係）

（調査中における措置）

- (1) 学長は、調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して、通報された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- (2) 学長は、配分機関から、被通報者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じる。

（不正行為と認定した場合の措置）

- (3) 学長は、不正行為と認定したときは、被通報者に対し、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正その他の措置を勧告する。
- (4) 被通報者は、勧告を受けた日から起算して 1 4 日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行う。
- (5) 学長は、被通報者が勧告に応じない場合は、その事実を公表する。
- (6) 学長は、被通報者に対して、研究費の全部又は一部の使用中止を命ずる。
- (7) 学長は、不正行為の重大性・悪質性及び研究全体に与える影響を考慮し、不正行為と認定された研究に対して配分された研究費の全部又は一部の返還を被通報者に対して求める。ただし、当該事案に係る研究が配分機関の資金により行われていた場合は、原則として、当該配分機関の決定に従う。
- (8) 返還額の決定に当たっては、次に掲げる内容を原則とする。
- ①未使用の研究費は全額返還させる。また、違約金等の返還に要する費用が生じる場合

には返還額に加えることができる。

②使用済みの研究費全額についても返還させる。ただし、全額返還に相当しないと判断した場合には一部の額を返還させる。

③被通報者に対して、再現性を示すために行った再実験に要した経費は返還させる。

④本法人から配分機関に研究費の返還を行った場合、被通報者からの返還額が当該返還額より少ない場合は、その不足分を被通報者に求める。また、既に被通報者から返還させていた研究費の額が配分機関に返還した額より多い場合は、被通報者にその差額を返還する。

(9) 被通報者は、返還に要する費用に運営費交付金及び外部資金その他公的資金を充ててはならない。

(10) 学長は、被通報者に対し、法令、就業規則その他関係諸規程に従って処分を課すとともに、刑事告発その他必要な措置を講じる。

(不正行為が行われなかったと認定した場合の措置)

(11) 学長は、不正行為が行われなかったと認定したときは、調査に際して講じた研究費の支出停止等の措置を解除する。

(12) 学長は、不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して周知する。また、当該事案が調査関係者以外に漏れいしている場合は、必要に応じ調査関係者以外にも周知する。

(13) 学長は、悪意に基づく通報と認定したときは、通報者に対し、法令、就業規則その他関係諸規程に従って処分を課すとともに、刑事告発その他必要な措置を講じる。また、再実験等の調査に要した経費を通報者に求める。なお、通報者が本法人以外の研究機関に所属する研究者である場合は、当該研究機関に対し、適切な措置を講じるよう求めることができる。

(是正措置等)

(14) 研究公正委員会は、調査の結果、不正行為と認定した場合には、学長に対し、速やかに、是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)を講じることを具申する。

(15) 学長は、研究公正委員会からの具申に基づき、関係部局長に対し、是正措置等を講じることを命じるとともに、必要に応じて、本法人全体における是正措置等を講じる。

(16) 学長は、措置を講じたときは、必要に応じて、措置の内容等を公表するとともに、被認定者が所属する部局の長(被認定者が本法人以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関)及び文部科学省等に報告する。

16 不利益取扱いの禁止(規程第23条関係)

(1) 本法人に所属する全ての者は、通報者及び被通報者に対して、相当な理由なしに、不利益な取扱いを行ってはならない。

- (2) 学長は、通報者及び被通報者に対して、不利益な取扱いを行った者に対し、就業規則その他関係諸規程に従って処分を課すことができる。

17 秘密保持（規程第24条関係）

- (1) 受付窓口は、通報者の秘密の遵守など、通報者の保護を徹底する。
- (2) 受付窓口は、通報等の受け付けに当たっては、面会による場合は個室にて実施し、書面、電話、FAX、電子メールによる場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施する。
- (3) 調査（予備調査を含む。）に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう配慮する。

18 利益相反関係の排除（規程第25条関係）

通報の受け付け及び調査関係業務に従事することができない利害関係者の範囲は、次に掲げるいずれかに該当する場合とする。

- ①自身が通報者又は被通報者である場合
- ②不正行為と指摘された研究の研究代表者又は研究分担者である場合など、自身が関与した研究に係る事案の場合
- ③通報者、被通報者、不正行為と指摘された研究の研究代表者又は研究分担者等と親族関係若しくはこれと同視できる関係にある場合
- ④通報者、被通報者、不正行為と指摘された研究の研究代表者又は研究分担者等と密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係がある場合（例：同一講座（研究室）において同一の研究を行う所属関係等）
- ⑤不正行為と指摘された研究が企業等との共同研究等である場合に、自身やその親族又はこれらと同視できる関係にある者が当該共同研究等に参画又は関連している場合（例：共同研究等の遂行、共著論文等の執筆、同一目的の研究会への参加等）
- ⑥不正行為と指摘された研究が、論文のとおり成果を得ること又は得られないことにより、自身やその親族若しくはこれらと同視できる関係にある者の特許や技術移転等に影響が生じる蓋然性がある場合
- ⑦受付窓口及び調査関係業務に従事することにより公正性が失われるとみなされるおそれのある対立的な関係若しくは競争的關係にある場合
- ⑧その他上記①から⑦までに準ずる利害関係があるために、手続きの公正が害されるおそれ大きいと認められる場合

19 その他

このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの実施に関し必要な事項（不正行為と研究費の不正使用の両事案が複合して発生した場合の対応など、このガイドライン

により難い場合の取り扱いを含む。) については, 学長が別に定める。